消費生活相談 Can

海外旅行気分でアルバイト

新聞折り込み広告で、海外に渡航しブランド品や雑貨を自分のクレジットカードを使って購入するアルバイトを見つけて、申し込みました。旅費と宿泊費は事業者負担で、日給1万円です。商品代金は後で事業者から自分の口座に振り込まれる約束でした。

実際に、指定どおり海外で購入した商品(70万円分) とクレジットカードの請求書を事業者に渡しました が、約束の日までに商品代金も日給も振り込まれませ ん。心配になって事業者に電話をしましたが連絡も取 れなくなっていました。

クレジットの支払いだけが残りましたが、どうした らいいでしょうか。

A 相談者が自分で購入した商品を一旦受け取っているので、事業者から約束の商品代金が支払われないことを理由に、クレジット会社に対して支払いの停止を求めることや、支払いを拒否することは難しいでしょう。

また、事業者と海外の商品販売会社との間には何の 契約関係もないと思われますので、適正な取引をして いる海外の商品販売会社の責任を問うこともできませ ん。この事業者の行為は、刑法の詐欺罪に当たる恐れ がありますので、警察に被害届を出すことも考えられ ます。ただ、その場合には相談者自身が「関税法違反」



に問われる可能性もあります。

■関税法違反とは?

海外で購入した商品を日本国内に持ち込む場合、個人的に使用すると認められたものに限り「免税の範囲」であれば課税されません。

これに対し、購入した品物が個人で使用するものでなく、商業用として持ち込んだ場合は、たとえ「免税の範囲」内であっても課税対象となるため、税金の納付義務があります。また、金額によっては一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合もあります。

事例にもよりますが、場合によっては関税法違反になることもあるので注意が必要です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

なりたエコニュース

夏の省エネ

暑い夏。エアコンの使用などエネルギーの使用が一 段と増える季節です。普段以上に省エネを心掛けるよ うにしましょう。



例えば、次に挙げるような行動が省エネにつながり ます。

- ○冷房の使用は必要最小限を心掛ける
- ○冷房は28℃を目安に温度を設定する(扇風機を一緒に回したり、カーテンを閉めたりすることで涼しく感じられます)
- ○見ていないときはテレビを消す。消すときは主電源 をOFFに
- ○使わない電気製品のプラグは抜く
- ○人のいない部屋の照明はこまめに消す
- ○冷蔵庫にはものを詰め込み過ぎないようにする
- ○間隔を開けずに入浴し、できるだけ追いだきをしない。シャワーは不必要に流したままにしない
- ○洗濯機の容量に合わせ、少ない回数で効率良く洗濯 する
- ○駐停車時はアイドリングストップを心掛ける
- ○近場へ外出するときはできるだけ車に乗らないよう に心掛ける

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。